

日付														
確 認 印														

お知らせ版

平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日号 発行 枕崎市

※お知らせ版・広報紙へのご意見・ご要望は、市役所総務課秘書広報係（TEL72-1111 内線 211）まで。

▲ 目 次 ▲

2	お知らせ 募 集 募 集 お知らせ お知らせ	成人式は1月3日に実施 成人式運営ボランティア募集 からいも交流・春 ホストファミリー募集 市長選挙立候補予定者の説明会を開催 市営住宅（俵積田団地）の建替工事が始まりました
3	お知らせ お知らせ	ふるさと美化活動(12月1日)の実施について 年末年始の「ごみ」「し尿」収集について
4	お知らせ お知らせ 募 集	わが家の逸品展 内鍋清掃センターからの大切なお知らせ 放送大学4月入学生募集
5	相 談 お知らせ お知らせ 相 談	無料人権相談所を開設 12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です 12月4日から10日までは「人権週間」です 交通事故無料相談会を実施
6	相 談 相 談 お知らせ	年金相談所開設のお知らせ 社会保険労務士法施行記念無料相談会開催 年末年始の地域安全運動を実施
7	お知らせ お知らせ	電子申告（eLTAX）をご利用ください 特別徴収義務者の一斉指定が始まります
8	お知らせ お知らせ	市税等の納付はお早めに！！ 平成26年度 保育所入所のご案内
9	お知らせ お知らせ 相 談	農業委員会委員選挙人名簿登録の申請を！ 年末年始の交通事故防止運動を実施 巡回知的障害者更生相談の実施について
10	募 集 お知らせ	市立病院の業務委託人（看護助手）を募集 太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）について

成人式は1月3日に実施

枕崎市の成人式をつぎのとおり開催します。

日 時：平成26年1月3日（金）

受付 午後0時45分～1時20分

式典 午後1時30分～3時

場 所：枕崎市市民会館大ホール

対象者：平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方。

(1) 対象者（市内中学校卒業生）に案内ハガキを12月上旬に送付します。

(2) 各校区実行委員から対象者へ出欠の確認があります。

※電話によるお問い合わせは、午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）の間をお願いします。 Tel 72-2221（市民会館）

※服装については、式にふさわしい服装とします。

生涯学習課

成人式運営ボランティア募集

ボランティアを通して奉仕活動の楽しさや充実感を体験させるとともに、心豊かでたくましい青少年の育成を図ることを目的として、成人式運営ボランティアを募集します。

対 象 ・ 人 数：小・中・高校生で10名程度

日 時：平成26年1月3日（金）午後0時15分～3時30分

内 容：会場の飾り付け・受付・司会進行・音響照明舞台の操作
（年齢に応じたボランティアをしてもらいます）

申 込 期 限：平成25年12月13日（金）

申込・問合せ 枕崎市市民会館内生涯学習課 Tel 72-2221

生涯学習課

からいも交流・春 ホストファミリー募集

日本の大学にいる外国留学生を、ホストファミリーとして受け入れてみませんか。

受入期間：平成26年3月8日（土）～23日（日）

申込締切：平成26年1月31日（金）

問合せ NPO法人からいも交流 枕崎ブロック担当 山神 Tel 080-5274-7254

企画調整課

市長選挙立候補予定者の説明会を開催

枕崎市長選挙が平成26年1月19日（日）に行われる予定です。

この選挙に立候補を予定しておられる方を対象に、次の日程で立候補に必要な手続き等について説明会を開催しますので、関係者はお集まりください。

日時：12月7日（土） 午前9時30分から

場所：市民会館 第2会議室

選挙管理委員会

市営住宅（俵積田団地）の建替工事が始まりました

市営住宅俵積田団地の工事が、10月22日に着工しました。完成は平成26年3月下旬の予定です。

この住宅への入居を平成26年4月上旬に予定しています。入居戸数は8戸で、間取りは3LDKです。

入居募集を平成26年1月に行う予定ですが、募集期間及び要項等の詳細については、次号のお知らせ版（12月20日号）でお知らせします。

問合せ 枕崎市役所 建設課 建築係 Tel 72-1111（内線326、336）

建設課

ふるさと美化活動(12月1日)の実施について

明るく住みよい郷土の環境美化を目的に、公民館をはじめ市内各団体の参加・協力のもと、12月1日(日)に「ふるさと美化活動」が実施されますので、ぜひ、自分のお住まいの地域での活動に参加してください。
 なお、各公民館の都合により、別の日に行うところもありますので確認してください。

【美化活動における内鍋清掃センターへの持ち込み時間】

12月1日(日)午前8時～正午 ※厳守してください。

(予備日) 12月8日(日)午前8時～正午

◆この日は、各公民館の美化作業で出たごみだけを受入れます。

普段、集積所に出せる「家庭ごみ」の持込みは出来ませんので徹底してください。

【美化活動の重点・注意点】

①みんなで使用する「ごみ集積所」と周辺の清掃を行ってください。

②自己所有する空地や空家などは、周囲に迷惑のかからないよう適正な管理を行ってください。また、管理されていない空地などからはみ出した草などは、地域のみなさんで協力して支障のない範囲で除草しましょう。

③作業中は声を掛け合って、ケガのないように十分注意してください。

市民のみなさんのご協力をお願いいたします。

市民生活課

年末年始の「ごみ」「し尿」収集について

※年末に集中しないよう公民館や隣近所を通じて呼びかけをお願いします。

①《ごみの収集》

◇年 末 平成 25 年 12 月 30 日(月)まで

◇年 始 平成 26 年 1 月 4 日(土)から

収 集 日 程 と 内 容	12/23(月)	燃えるごみ (市内全域)	通常どおり
	24(火)	資源ごみ (枕崎・別府地区)	〃
	25(水)	燃えるごみ (市内全域)	〃
	26(木)	資源ごみ (金山・桜山・立神地区)	〃
	27(金)	燃えないごみ (市内全域)	〃
	28(土)	燃えるごみ (市内全域)	〃
	29(日)	◇ 集積所のごみ収集は休みですが、	収集なし
		◇ 一般市民のみ内鍋センターへの持ち込みできます。 (午後1時まで) ※通常集積所に出すごみは不可。	
	30(月)	収集～燃えるごみ (市内全域) ※内鍋センターへの持込みは収集車両・許可業者のみ ですので、一般車両は入れません。	
	12/31(火)～1/3(金)は、収集及び内鍋清掃センターは休みです。		
	1/4(土)	燃えるごみ (市内全域)	通常どおり

◇12/31(火)～1/3(金)の間は収集を行いませんので、各公民館の集積所にもごみは出さないでください。

◇内鍋清掃センター(72-6816)への持込みは、12月29日(日)を特別に操業しますが、渋滞が予想されるので、普段の日に集積所に出せる一般ごみは、持ち込まないようにしてください。

◇搬入時間は、午前8時30分から午後1時までです。

※年末は非常に込み合いますので、持ち込む場合も分別を徹底して、時間にゆとりを持ってきてください

※年始のごみの収集と清掃センターの受け入れは、1月4日から始まります。

②《し尿くみ取り業務》

◇ 早めに事業者へ確認してください。【枕崎清掃社 72-1539】

※収集日程は、あらためて12月に各地域の集積所に貼り出します。

市民生活課

わが家の逸品展

南浜館では、新春特別企画展として、「わが家の逸品展」を開催します。ご家庭で大切にされている珍しいものや貴重なものを展示します。皆様からの多くの出品をお待ちしています。

募集対象：貴重なものや珍しいもの。骨董品等展示可能なもの。

募集期限：12月13日（金）

会 期：平成26年1月5日（日）～1月19日（日）

会 場：南浜館（第1展示場）

申込・問合せ 南浜館 TEL 72-9998

文化課

内鍋清掃センターからの大切なお知らせ

～ 持ち込み車両の事故防止について ～

11月8日に内鍋清掃センター内のごみ投入ピット前で、市内の80歳の男性が運転する軽乗用車が他の車両2台とぶつかる事故がありました。幸いにしてけがをした方はおりませんでしたが、年末にかけて持ち込む方が増えることから、市民のみなさんも次の点に特に注意をお願いします。

- ① 通常収集している家庭ごみ（指定袋で出すごみ）は、決められた日に集積所に出し、持ち込みはしないでください。
- ② 持ち込み指定になっているごみ（粗大ごみ・布団類など）や草木についても、事前に分別を行ってください。また、枯葉や剪定クズで指定袋に入るものは、出来るだけ水分を切り「燃えるごみ」として出してください。
- ③ 時間にゆとりを持って、搬入時間（午前8時30分から午後1時まで）を厳守してください。
- ④ 施設内では係員の指示に従ってください。
- ⑤ 内鍋清掃センターは、日曜日以外は操業を行っております。また、年末や年始のごみ収集日程につきましては、あらためてお知らせし、各集積所にも貼り出します。

市民のみなさまのご協力をお願いいたします。

市民生活課

放送大学4月入学生募集

放送大学はテレビなどの放送により授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま平成26年4月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付いたしますので、お気軽にお問合わせください。

○ 募集学生の種類

【教養学部】	【大学院】
・ 科目履修生（6ヶ月在学し、希望する科目を履修） ・ 選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修） ・ 全科履修生（4年以上在学し、卒業を目指す）	・ 修士科目生（6ヶ月在学し、希望する科目を履修） ・ 修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

○ 出願期間

平成25年12月1日～平成26年2月28日（インターネット出願は11月15日より受付開始）

○ 資料請求（無料）・お問い合わせ先

〒892-8790 鹿児島市山下町14-50（かごしま県民交流センター西棟4階）

放送大学鹿児島学習センター TEL (099)239-3811

放送大学ホームページ <http://www.u-air.ac.jp>

生涯学習課

無料人権相談所を開設

人権擁護に関する相談所を次の日程で開設します。相談は無料で秘密は固く守ります。お気軽にご相談ください。

日 時：平成25年12月19日（木） 午前10時～午後3時

場 所：市民会館第2会議室

相談内容：人権に関することやその他一般法律問題等

相談員：地元人権擁護委員

問合せ 総務課秘書広報係 72-1111（内線211）

総務課

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

平成18年6月に、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。

総務課

12月4日から10日までは「人権週間」です

～ 育てよう一人一人の人権意識 思いやりの心・かけがえのない命を大切に ～

人権週間（12月4日～10日）は、昭和23年（1948年）12月10日の国連総会において「世界人権宣言」が採択されたことを記念して定められ、今年で、65回目を迎えます。

「人権」とは、誰もが生まれながらにしてもっている権利です。人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的権利で、日本国憲法によってすべての国民に保障されています。

しかし、社会の中には様々な人権問題があります。

■子どもの問題 ■女性の問題 ■高齢者の問題 ■障害者の問題 ■同和問題 ■エイズ・HIV感染者の問題
■ハンセン病患者等の問題 ■外国人の問題 ■インターネットの問題 ■その他の人権問題

このような人権問題を解決するためには、お互いの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向けて努力を重ねていくことが大切です。

そのためにも、誰もが命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを真に実感し、お互いの人権を尊重し合うとともに、「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にすることが必要です。

この機会にお互いの人権を尊重し合うことの大切さについて考えてみませんか。

生涯学習課

交通事故無料相談会を実施

NPO法人 交通事故被害者救済推進協会では、次の日程で交通事故無料相談会を実施します。

日 時：平成25年12月21日（土）午前10時から午後1時

場 所：枕崎市民会館第3会議室

相談内容：交通事故に関する損害調査、後遺症等の認定手続き、損害賠償額の精査、治療・後遺症に関する不安や悩み事など交通事故に関するすべて

主 催：NPO法人 交通事故被害者救済推進協会
（鹿児島県知事認証198号）

連絡先：鹿児島市喜入町7127-5（南薩地区担当 有田ムツミ）

予約優先 TEL：Fax 0993-45-1089

電話による無料相談

月曜日から金曜日 午前9時から午後4時 TEL 0993-45-1089（有田）

総務課



年金相談所開設のお知らせ

日本年金機構 鹿児島南年金事務所の相談員が、国民年金・厚生（船員）年金に関する相談に応じます。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

「年金相談」は予約制となります。

※予約のない方は、その日の相談が受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。

予約先：鹿児島南年金事務所 TEL 099-251-3111

《日程》

◇日 時：11月28日（木）午前10時～午後3時

◇場 所：市民会館2階 第一会議室

※12月は枕崎市での年金相談はありません。

○たとえばどんな相談ができますか？

- ・国民年金や厚生年金の請求手続きができます。
- ・障害年金や遺族年金などの相談ができます。
- ・50歳以上の方に年金の見込み額を出すことができます。
- ・過去にかけた年金の記録を確認するお手伝いをします。

※国民年金保険料の納付はできません。

※相談当日は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳・年金証書等）・印鑑などをお持ちください。

※代理の方が来られる際は、委任状が必要です。（※家族の相談でも、委任状は必要です。）

○近隣市での相談も受けられます。日程は次のとおりです。

- ・12月5日（木）南九州市顚娃支所
- ・12月12日（木）南さつま市役所スタジオ21
- ・12月19日（木）指宿市役所

市民生活課

社会保険労務士法施行記念無料相談会開催

鹿児島県社会保険労務士会では、社会保険労務士法施行記念日（12月2日）事業として、県民の皆様に社会保険労務士制度を広く知っていただくために、平成25年12月7日に労働問題・年金・社会保険制度等の無料相談会を県内8カ所で開催致します。

南薩地域では、つぎのとおり開催します。労働問題、年金の請求や支給額、雇用保険との調整など、日頃の悩み、疑問などを解決するために、ぜひご利用ください。

日時：平成25年12月7日（土）13：00～16：00

場所：南さつま市民センター 1階女性室 南さつま市加世田川畑2650番地1

問合せ 鹿児島県社会保険労務士会南薩支部 代表 松山智 TEL 0993-72-5465

鹿児島県社会保険労務士会（事務局）TEL 099-257-4827

総務課

年末年始の地域安全運動を実施

年末年始の地域安全運動を12月10日（火）から平成26年1月10日（金）まで「みんなでつくろう安心の街」をスローガンに年末年始地域安全運動を実施します。

運動の重点はつぎのとおりです。

- ・犯罪の未然防止
- ・子どもと女性の犯罪被害防止
- ・振り込め詐欺を始めとした特殊詐欺の被害防止
- ・金融機関等を対象とした強盗事件に対する警戒の強化

年末年始を安全・安心に過ごせるように、市民のみなさん一人ひとりが注意しあって事件や事故などの被害に遭わないよう心がけましょう。

総務課

電子申告（eLTAX）をご利用ください

～ 事業主・税理士等の皆様へ ～

市では、eLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告の受付を行っています。

eLTAX は、会社や事業所のパソコンからインターネットを通じて申告等の手続きができ、複数の地方公共団体への申告が一度にできるなど、事務の軽減に配慮したシステムです。どうぞご利用ください。

ご利用いただける手続

税 目	申 告 関 係	申 請 ・ 届 出 関 係
法人市民税	・ 中間申告 ・ 確定申告 ・ 修正申告 など	・ 法人設立／設置届出書 ・ 異動届
個人市・県民税	・ 給与支払報告書 ・ 公的年金等支払報告書 ・ 特別徴収に係る給与所得者異動届 など	・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
固定資産税 （償却資産）	・ 全資産申告 ・ 増加資産／減少資産申告 ・ 修正申告 など	

※個人が行う市民税・県民税の申告にはご利用いただけません。

ご利用にあたっての準備と手続

eLTAX をご利用いただくために、事前に下記のものをご用意ください。

- ・ インターネット、電子メールを利用できるパソコン
- ・ 電子証明書、電子証明書を使用するための IC カードリーダーライタ等
- ・ 利用届出 eLTAX ホームページにアクセスし、利用届出（新規）を行ってください。

詳しくは、eLTAX ホームページ〈 <http://www.eltax.jp/> 〉でご確認ください。

問合せ 税務課課税係 TEL 72-1111（内線 154・155）

税務課

特別徴収義務者の一斉指定が始まります

～ 個人住民税の特別徴収にご協力ください ～

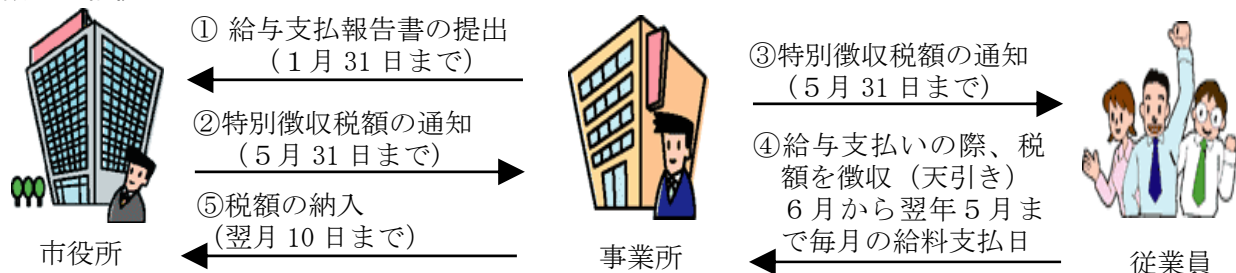
個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（市税＋県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

地方税法第 321 条の 4 及び市の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は、給与支払報告書に基づいて市で行い従業員ごとの住民税を市から通知いたします。また、自分で市役所や金融機関に住民税を納めに行く手間がかからなくなりますので、従業員の方にとっても大変便利です。

平成 26 年度から、南薩地域振興局管内の事業所従業員 5 名以上の一斉指定が始まりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。従業員 4 名以下の事業所につきましても、特別徴収への切替えにご協力をお願いいたします。

特別徴収の納税のしくみ



問合せ 税務課課税係 TEL 72-1111（内線 154・155）

税務課

市税等の納付はお早めに!!

～滞納処分を強化します～

市税は福祉や教育、道路整備など、さまざまな事業に使われる最も大切な財源であり、私たちが安心して健康な暮らしをするために欠かせないものです。

また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、私たちが医療や介護サービスを受けられるようにするため使われています。市税等の納め忘れがある方は、お早めに納付をお願いします。

◎市税等に未納があると

市税等が未納の方には、督促状の送付や電話・文書による催告を行うほか、その方が勤めている会社や取引銀行等に対して給与や預貯金の調査を行います。

◎滞納処分（差押え）を強化します

納税について誠意の見られない滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えのほか、捜索やタイヤロックによる自動車等の差押えを実施します。

（捜索とは：予告なしに滞納者宅に入り、差押えるべき財産を探すこと。）

◎納税が困難な人は

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により市税等の納期ごとの納付が困難な場合は、早めに税務課でご相談ください。

◎便利で確実な「口座振替」を

口座振替は、指定した金融機関の口座から自動的に振替納付されるので、市役所や銀行に納付に行く手間がはぶけ、また納め忘れがなく便利で安心です。

問合せ 税務課管理収納係 TEL72-1111（内線 150, 152, 153）

税務課

平成 26 年度 保育所入所のご案内

平成 26 年 4 月から新たに保育所への入所を希望する方は、福祉課社会係で手続きをしてください。

※現在、保育所に入所中の児童は、この手続きは必要ありませんのでご注意ください。

◎申込み準備期間：12 月 2 日（月）～ 12 月 20 日（金）

福祉課において、入所を希望される方へ「入所申込書一式」を配布し、記載要領及び必要書類の説明をします。

◎申込み受付期間：平成 26 年 1 月 6 日（月）～ 1 月 31 日（金）

入所申込書及び必要書類を福祉課へ提出してください。

保育所へ入所できる基準に該当する場合は、受付期間以降も受け付けます。（※原則として毎月 1 日の入所）

入所希望の保育所に、希望者が多い場合は、一人親家庭、保護者の病気、出産及び介護等を優先的に入所とするため、第 1 希望の保育所へ入所できない場合があります。

◎保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる基準は、両親（両親と別居している場合には、児童の面倒をみている方）が共に次のいずれかに該当し、かつ、児童と同居している親族等も児童の保育ができない場合に限られます。

①家庭外労働…児童の親が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合

②家庭内労働…児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合

③親のいない家庭…死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合

④母親の出産等…親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合

⑤病人の看護等…その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合

⑥家庭の災害…火災、風水害、地震などにより、その家を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合

問合せ 福祉課 社会係 TEL 72-1111（内線 135）

福祉課

農業委員会委員選挙人名簿登録の申請を！

農業委員会委員の選挙権を有する方は、平成 26 年 1 月 10 日（金）までに選挙人名簿登載申請書を、農業委員会に提出してください。（10 アール以上の経営農地をお持ちの方には、申請用紙を郵送いたします。申請用紙を紛失したり、次の要件を満たして用紙の届かなかった方は、農業委員会までご連絡ください。）

○申請書提出資格者

- (1) 耕作者・・・10 アール以上の農地を耕作している方は、従事日数に関係なく選挙権があります。
- (2) 耕作者の家族・・・(1) の同居の親族、または配偶者で年間おおむね 60 日以上、耕作の業務に従事する方

※ 同居の親族等で、年間おおむね 60 日以上耕作の業務に従事する方とは、農業以外の仕事に従事している方で、土、日曜日、祭日等において、60 日以上農作業に従事する方をいいます。

- (3) 年齢要件・・・(1) (2) に該当する方で平成 6 年 4 月 1 日以前に出生した方

選挙管理委員会で調製した名簿は 2 月 23 日（日）から 3 月 9 日（日）までの間、縦覧できます。

※農業委員会委員の任期は平成 26 年 7 月 19 日で満了です。選挙人名簿は選挙権を有する方の『申請』により選挙資格を調査して作製する申告調製名簿であり、来年実施される選挙は今回調製する名簿で実施されます。**農業委員会、選挙管理委員会**

年末年始の交通事故防止運動を実施

12 月 10 日（火）から平成 26 年 1 月 10 日（金）まで年末年始の交通事故防止運動を実施します。

この運動は、例年日没時間が早くなる年末年始は、周囲が薄暗いことなどから交通量が多くなる帰宅時間帯の交通事故が増加する傾向にあるため、本運動を通じて市民に交通安全の意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるための各種取組を推進することにより交通事故防止の徹底を目的として実施するものです。

○スローガン 「年末年始 マナーアップで 事故防止」

○運動の最重点 高齢者の交通事故防止

～「つけてますか？運動」・「おやっとさあ運動」の展開～

○運動の重点 (1) 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止

～「3（サン）ライト運動」の展開と夜光反射材用品着用の推進～

(2) 飲酒運転の根絶

～「飲酒運転 8（やっ）せん運動」の展開～

(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

～全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開～

総務課

巡回知的障害者更生相談の実施について

巡回知的障害者更生相談をつぎのとおり行ないます。ぜひご利用ください。

相 談 日 時：平成 26 年 1 月 22 日（水） 10：00 ～ 16：00

場 所：市民会館

相談対象者：18 歳以上の者

相 談 内 容

相 談 種 別	内 容
療 育 手 帳	療育手帳の取得に関する判定相談
職 業	就職相談及び職業安定所等への紹介に関すること
特児扶手当	特別児童扶養手当の判定に関すること
そ の 他	療育手帳に関する福祉的援助等に関すること

(注) 療育手帳の新規取得に関する相談については、対象者本人の出生から現在までの生育歴や病歴、就労歴等を聴取しますので、詳しい方の同席をお願いします。

なお、母子健康手帳や小・中学校時代の通知表のある方は持参してください。

※ 相談には予約が必要ですので、相談を希望される方は 12 月 13 日（金）までに福祉課障害福祉係(TEL 72-1111 内線 470)へお申し込みください。

福祉課

市立病院の業務委託人（看護助手）を募集

希望者は、採用試験受験申込書（市立病院備付け）を市立病院管理係に提出してください。

職 種：看護助手 2名

応募資格：(1) 枕崎市立病院に通勤可能で健康な方
(2) 現在市内の医療機関に勤務していない方
(3) 平成26年2月1日から勤務できる方

選考方法：教養，作文試験，面接試験（個別面接），健康診査（試験当日に公的医療機関の健康診断書を提出）

申込期限：平成25年12月13日（金）午後5時15分まで

※ 試験の時期及び場所については、応募者に対して、試験日時・場所を記載した受験票を送付します。

問合せ 枕崎市立病院 TEL 72-0303

市立病院



太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）について

太陽光発電設備は、固定資産税の課税の対象となる償却資産に該当する場合があります。次の表を参考に課税対象になるかを確認し、課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況の申告が必要です。ただし、償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

課税の対象となるか分からない場合や、課税標準額の計算、申告方法などでご不明な点がありましたら、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

○設置者及び発電規模別の課税区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた設備*を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、課税の対象となります。	事業用資産とはなりませんので、課税の対象外となります。
個人 (事業用)	事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

*経済産業省の認定を受けた設備とは、発電をした電気を電気事業者へ売電する場合に必要な経済産業省が定めた認定基準を満たしている設備のことです。この認定を受けた発電設備については、新たに課税となる年度から3年度分に限り、償却資産の課税標準となるべき価格の3分の2に軽減されます。

問合せ 税務課固定資産税係 TEL 72-1111（内線：156・157）

税務課